

## (社)長野県建築士会継続能力開発制度運営要綱 (改正)

### 1. 目的

この要綱は、(社)日本建築士会連合会(以下、「連合会」という。)が実施する、建築士会継続能力開発制度(以下、「CPD制度」という。)の(社)長野県建築士会における適正な運営と推進を図るため制定する。

### 2. 委員会

CPD制度の運営を図るためCPD制度・専攻建築士制度運営委員会(以下、「委員会」という。)は、次の業務を行う。

- (1) CPDプログラムの認定
- (2) その他のCPD制度の運営・推進に関すること。

### 3. CPD制度

(社)長野県建築士会会員(以下「会員」という。)及びCPD制度への参加について登録をした者(以下、「参加登録者」という。)が参加する建築士会活動及び講習、研修、セミナー等による能力開発について、あらかじめ継続能力開発プログラムとして認定し、単位を付与するとともに、会員及び参加登録者からの申請に対し、その実績を(社)長野県建築士会会長が証明するものとする。

### 4. 参加登録

(1) 会員及びCPD制度に参加を希望する建築士及び建築施工管理技士は、CPD制度参加申込書(様式:第1号)に、参加登録費(CPDプログラムへの参加を登録する磁気記録カード(以下、「CPDカード」という。)代、初期登録費、データ登録・管理費)を添えて(社)長野県建築士会支部事務局(以下、「支部事務局」という。)に提出するものとする。

(2) 支部事務局は、参加申込書の記載事項及び建築士会会員にあっては会費の納入について確認するとともに、参加登録費を受領し、(社)長野県建築士会事務局(以下、「本会事務局」という。)へ送付するものとする。

(3) 本会事務局は、参加申込書の記載内容をCPDデータベースへ登録し、会員及び参加登録者の登録番号、氏名等を記載したCPDカードを「CPD制度

の手引き」とともにCPD制度登録完了通知書（様式：第2号）を本人へ送付するものとし、支部事務局へも通知するものとする。

(4) 他の都道府県建築士会に所属しCPD制度に参加していた者がCPD制度に参加申込をする場合は、CPD取得単位実績証の写しを併せて提出するものとし、参加登録費のうち、データ登録・管理費のみを納入するものとする。

#### 5. 参加の停止・退会

(1) 会員がCPD制度への参加を停止する場合又は参加登録者がCPD制度を退会する場合はCPD制度参加停止・退会届（様式：第3号）を提出するものとする。

(2) CPD制度への参加を停止していた会員が参加を再開する場合又は会員が(社)長野県建築士会を退会后引き続きCPD制度に参加したい場合は、改めて、参加登録の手続きをおこなうものとする。

(3) 会員及び参加登録者がデータ登録費の納入を1年以上滞った場合は、会員にあってはCPD制度への参加を停止、参加登録者にあっては退会したものとす。

#### 6. CPDプログラム実施者の登録

(1) CPDプログラムの認定を受けようとする者はあらかじめ、CPDプログラム実施者登録申請書(様式：第4号)(以下、「実施者登録申請書」という。)を本会事務局に提出し、実施者登録を行うものとする。

なお、その際、プログラム審査費5,000円を下記口座にあらかじめ納入し、その領収証の写(振替払込受付証明書等)を貼付するものとする。

また、年間を通じてのプロバイダー認定も可能とし、その場合は開催回数に係わらず50,000円を納入するものとする。

ただし、CPDプログラムの認定を受けようとする者が建築士会若しくは公的機関の場合は認定料の納入は免除するものとする。

ゆうちょ銀行口座 00510-1-32750

(2) CPDプログラム実施者登録を受けた者が、再度CPD認定プログラムの認定を受けようとするときは、実施者登録申請書にプログラム審査費の領収証の写しを貼付し、本会事務局に提出するものとする。

ただし、年間を通じてのプロバイダー認定を受けた者又は、認定料の納入を免除する者は不要とする。

## 7. CPDプログラムの認定

(1) CPDプログラム実施や登録を受けた者が、CPDプログラムの認定を受けようとする場合は、当該事業を実施する15日前までに、CPDプログラム認定申請を(株)長野県建築士会CPD制度運営委員会（以下、「委員会」という。）へメールで提出するものとする。

(2) 委員会は送付された認定申請について審査を行い、メール到着後5日を経過しても、特に異論が無い場合は、認定するものとする。

認定について決定したときは、委員長は審査結果を申請者及び本会事務局に通知するとともに、連合会CPDサーバーに登録するものとする。

(3) 本会事務局は、認定プログラムリストへ記載し、(株)長野県建築士会ホームページへ掲載するものとする。

## 8. 取得単位のデータ登録について

(1) 認定を受けたプログラムへの参加の場合

① 会員及び参加登録者が認定プログラムに参加するときは、必ずCPDカードを持参するものとする。

② 認定プログラムの実施について決定を受けた者（以下、「認定プログラム実施者」という。）は、認定プログラムの開催に際し、受付を設け、参加した会員及び参加登録者にCPDカードによるカードリーダーへの入力により出席を記録させるものとする。

また、受付に当たっては、CPD受付を表示するなど周知を図り、会員及び参加登録者のCPDカードのカードリーダーへの入力が適切に行われるよう配慮するものとする。

③ 認定プログラムが終了したとき、認定プログラム実施者は、7日以内にCPDプログラム活動報告書及びカードリーダーに記録された参加者デ

ーター本会事務局へ送信するものとする。

- ④本会事務局は、参加者データーを確認し、連合会C P Dサーバーに登録するものとする。

(2) 会誌建築士の連載講座等の認定教材の履修登録の場合

- ①会誌建築士の連載講座等の認定教材の履修登録は、(社)日本建築士会連合会のホームページ（以下「連合会ホームページ」という。）上でC P D参加者が設問に対する解答をして本会事務局に送信するものとする。
- ②本会事務局は解答をチェックし、C P D履歴として連合会C P Dサーバーへ登録するものとする。

9. C P D取得単位の確認について

会員及び参加登録者は、随時、自らの登録されたC P D取得単位を連合会ホームページで確認できるものとする。

10. C P D取得単位証明書の交付について

- (1) 取得したC P D単位について証明が必要な場合は、C P D取得単位証明書交付申請書（様式：第12号）を士会事務局に提出するものとする。

なお、その際、別に定める手数料を6の(1)に記載する口座にあらかじめ納入し、その領収証の写（振替払込受付証明書等）を貼付するものとする。

- (2) 士会事務局は、記載事項及び手数料の納付を確認するものとし、(社)長野県建築士会長はC P D取得単位証明書（様式：第13号）を交付するものとする。

11. その他

この要綱は平成21年4月1日から施行するものとし、(社)長野県建築士会 継続能力開発（C P D）制度要綱（平成18年2月3日施行）は廃止する。

附則 この要綱は平成22年4月1日から施行するものとする。

## C P D 制度参加申込書

年 月 日

(社)長野県建築士会会長 様

申請者	建築士会会員 ・ 非会員建築士 ・ 建築施工管理技士		
	フリガナ		
	氏名	Ⓜ	
	生年月日	年	月 日 (男・女)
	免許証番号		
	建築士会会員番号		
	所属支部	支部	

私は、建築士に付託された社会的責務を全うするために、(社)長野県建築士会が実施する継続能力開発制度(CPD制度)に参加したいので、参加登録費を添えて申し込みます。

### 記

自宅	住所	〒		
	電話番号		FAX	
	メールアドレス			
勤務先	名称		役職	
	住所	〒		
	電話番号		FAX	
	メールアドレス			
データ公表の可否(CPD制度の参加している旨の公表)		可 ・ 否		

支部確認欄

納入済
-----

円納入済
------

送付先 申請者、支部事務局

(様式: 第2号)

## CPD制度登録完了通知書

年 月 日

申請者

建築士会会員・非会員建築士・建築施工管理技士	
フリガナ	
氏 名	
CPD番号	

様

受付支部

(社)長野県建築士会会長

年 月 日付けで申請のあったCPD制度への参加を認め、登録が完了しました。

なお、関係資料を送付しますので、熟読のうえ参加してください。

### 記

CPD関係資料	CPD制度の手引き	1冊
	CPDカード	1枚

提出先 長野県建築士会支部事務局又は本会事務局

(様式:第3号)

## CPD制度参加停止・退会届

年 月 日

(社)長野県建築士会会長 様

届出者

建築士会会員 ・ 非会員建築士 ・ 建築施工管理技士	
フリガナ	
氏 名	印
CPD番号	
所属支部	

年 月 日をもって、

CPD制度参加を 停止(建築士会会員のみ) ・ 退会します。

## CPDプログラム実施者登録申請書

年 月 日

(社)長野県建築士会 CPD制度運営委員長 様

(社)長野県建築士会が実施するCPDプログラムを実施したいので、審査費  
円を添えて、登録を申請します。

申請者	フリガナ			
	団体名			
	代表者		役 職	
	所在地	〒		
	電話番号		FAX番号	

担当者	電話番号		FAX番号	
	役 職		担当者氏名	
	E-mailアドレス			

振替払込受付証明書(お客様用)又は領収書

貼付欄

# CPD取得単位証明書交付申請書

年 月 日

(社)長野県建築士会会長 様

申請者

建築士会会員 ・ 非会員建築士 ・ 建築施工管理技士	
フリガナ	
氏 名	⑩
CPD番号	
所属支部	支部
電話番号	

私の下記期間にかかるCPD取得単位を証明してください。

記

年 月 日 ~ 年 月 日まで

現 在 まで

振替払込受付証明書(お客様用)又は領収書

貼付欄